

岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 7 号

岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立盲学校、聾学校及び養護学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員組織)</p> <p>第 3 条 盲学校、聾学校及び養護学校に、校長、<u>教頭</u>、教諭、養護教諭、事務職員及び寄宿舎指導員を置く。</p> <p>2 盲学校、聾学校及び養護学校に、前項の職員のほか、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、主任介助員、介助員その他必要な職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(寮務主任等の発令)</p> <p>第 6 条 寮務主任、小学部主事、中学部主事及び高等部主事は、当該学校の教諭の中から、<u>校長の意見を聴いて</u>、教育委員会が命ずる。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 7 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第 2 条、第 5 条の 2 から第 11 条まで、第 13 条から第 17 条まで、<u>第 18 条から第 20 条まで</u>、第 20 条の 3 の 3、第 20 条の 5 の 2（舎監に関する部分に限る。）、第 20 条の 6 から第 25 条まで、第 46 条、第 49 条、第 53 条及び第 53 条の 2 の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に準用する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(職員組織)</p> <p>第 3 条 盲学校、聾学校及び養護学校に、校長、<u>副校長（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条第 1 項に規定する教頭（次項に規定する者を除く。）をいう。）</u>、教諭、養護教諭、事務職員及び寄宿舎指導員を置く。</p> <p>2 盲学校、聾学校及び養護学校に、前項の職員のほか、<u>教頭（指導力の向上に関し学校教育法第 51 条において準用する同法第 28 条第 4 項及び第 5 項の職務を行う者をいう。）</u>、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、主任介助員、介助員その他必要な職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(寮務主任等の発令)</p> <p>第 6 条 寮務主任、小学部主事、中学部主事及び高等部主事は、当該学校の教諭の中から、教育委員会が命ずる。</p> <p><u>2 前項の規定による発令の事務は、校長が行う。</u></p> <p><u>3 校長は、前項の規定により発令の事務を行ったときは、その発令の日以後速やかに教育委員会に報告しなければならない。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第 7 条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 3 号。以下「高等学校管理運営規則」という。）第 2 条、第 5 条の 2 から第 11 条まで、第 13 条から第 17 条まで、<u>第 17 条の 3 から第 20 条まで</u>、第 20 条の 3 の 3、第 20 条の 5 の 2（舎監に関する部分に限る。）、第 20 条の 6 から第 25 条まで、第 46 条、第 49 条、第 53 条及び第 53 条の 2 の規定は、盲学校、聾学校及び養護学校に準用する。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。